平成２３年（フ）第６６号
青森県弘前市大字田町１丁目５番地１　サザンハイツＤ―105号
債務者　三上　俵太
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９３号
青森県弘前市大字中野２丁目７番地３　市営住宅Ａ―302号
債務者　増田　逸子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第７７号
神奈川県横須賀市金谷２丁目13番１―603号
債務者　大竹　和代
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１０４号
神奈川県横須賀市佐島１丁目５番24号
債務者　高橋　直美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１０６号
神奈川県横須賀市浜見台１丁目３番２号　グリーンヒルズ追浜206、住民票上の住所神奈川県横須賀市浜見台１丁目３番２号　グリーンヒルズ追浜710
債務者　廣見　直明
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１０７号
神奈川県横須賀市三春町６丁目90番地　三春マンション107
債務者　古市　藤雄
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３３号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺2444番地１
債務者　橋本　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３５号
熊本県玉名郡南関町大字関町323番地４
債務者　天野美智子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１７０号
大分市大字松岡3826番地　リベラＫ105
債務者　川村夏七子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６０号
沖縄県那覇市字国場725番地大嶺アパート１階
債務者　新垣　勝彦
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５７号
山口県光市大字浅江2626番地５
債務者　笹村　達夫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５８号
山口県周南市大字久米1349番地の５
債務者　河原　啓三
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１９号
大分県杵築市大字守江884番地１　ロング・サクセスＡ―２Ｆ201号
債務者　小池　弘己
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
大分県国東市安岐町朝来56番地
債務者　岡田　正幸
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
大分県速見郡日出町大字豊岡26番地８
債務者　鈴木　美佐
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第７０５６号
東京都豊島区南長崎３丁目38―６―102
債務者　中村　　武
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１０９号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４―９―511
債務者　森　　恒三
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部